宇治市長 久保田 勇 様

宇治市廃棄物減量等推進審議会

会 長 郡 嶌 孝

指定ごみ袋制の導入のあり方について(答申)

標記の件について、平成20年10月7日付で諮問のあった指定ごみ袋制の導入のあり方について、別紙のとおり答申いたします。

指定ごみ袋制の導入のあり方について (答申)

平成 22 年 7 月 20 日 宇治市廃棄物減量等推進審議会

1. はじめに

当審議会では、平成20年10月7日に宇治市長から、指定ごみ袋制の導入のあり方について諮問を受けました。

この間、目指すべき社会のあり方や指定ごみ袋制の意義及び導入方法について、既に指定ごみ 袋制を導入している自治体への視察やアンケート調査などにより情報収集に努めながら、本市の 実情に照らして様々な角度から審議を重ねて参りました。

当審議会の答申として、本市が導入すべき指定ごみ袋制の基本的な考え方を以下に示します。 なお、この答申では、指定ごみ袋制とは、ごみの排出時に市が定めたごみ袋の使用を義務付け る制度のことをいい、市の歳入としてごみ処理手数料をごみ袋価格に付加して徴収する方式を有 料指定袋制、ごみ処理手数料を付加しない方式を単純指定袋制と定義しています。

2. 循環型社会を目指して

私たち人類が進めてきた大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。その結果、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇懸念など、いまや地球的規模での環境問題に発展し、国際社会においても最重要課題の一つとして位置づけられています。

私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があります。 私たち一人ひとりがそのことを自覚し、地球環境への負荷を低減するために、ものを大切にする文化を育み、持続可能な循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化及び資源化の取り組みを一層進めなければなりません。

平成21年3月に策定された宇治市第2次ごみ処理基本計画では、「共生の環~未来のために循環型社会を目指して~」を基本理念とし、(1)市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進、(2)効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築、(3)ごみの適正処理の推進の3つの基本方針に基づき、総合的に施策を推進するとしており、指定ごみ袋制は重要な施策の一つとして

位置づけられています。また、同計画では、平成30年度までに家庭系の可燃及び不燃ごみの排出量を平成19年度と比べ8%削減すること、リサイクル率を28%以上に引き上げることをごみの減量化目標に掲げており、目標の達成及び基本理念の実現のためには、市民、事業者、行政が問題意識を共有し、それぞれの立場で責務を果たしていくことが極めて重要で、指定ごみ袋制の導入を契機としたごみ減量意識の向上に期待が寄せられるところです。

3. 宇治市の現状と課題

(1) ごみの減量化について

本市では、昭和 50 年度に古紙回収事業をスタート、昭和 61 年度には缶・びん、平成 3 年度には紙パックのリサイクル事業を試行し、平成 9 年度には容器包装リサイクル法の施行に合わせて全市域に拡大するとともにペットボトルの分別を開始、さらに平成 13 年度には発泡スチロール及びトレー類の分別を追加するなど、市民の協力のもと、他の自治体に先駆けてごみの減量化及び資源化を進めてきた歴史があります。また、最近では、平成 16 年度の集団回収を基本とした古紙回収事業の全市域拡大によって、ごみの減量化及び資源化に大きな成果を上げています。

こうした取り組みの積み重ねにより、平成20年度の1人1日あたりごみ排出量は、全国平均1,033g、京都府平均1,028gに対し、本市では908gとなっており、ごみの減量化は進んでいるといえます。しかしながら、地域特性などの分析は必要ですが、本市以上にごみの減量化が進んでいる自治体もあり、本市においてもさらなるごみの減量化及び資源化が課題となっています。

(2) ごみの排出実態について

本市における分別の実態は、全体としては概ね適正な水準にあると思われますが、平成 21 年 10 月に実施したサンプル調査では、実際に排出されたごみ袋を採取し分析すると、依然として「もえるごみ」や「もえないごみ」の中にペットボトル、缶、古紙などの資源物や液体などの

処理困難物が混入するなど、分別が不十分なものも数多く見受けられ、市民の間でもかなりの 意識差があることがわかります。

さらに、不適切なごみの出し方により、ライターやカセットボンベ、スプレー缶などが原因と見られる収集車両の火災が、毎年、数件発生しており、さらには洗剤等の化学反応による有毒ガスの発生なども危惧されています。収集作業やごみの処理には常に危険が付きまとい、場合によっては、付近の住民をも巻き込む重大事故に繋がる可能性があることから、分別の徹底と排出方法の適正化、収集作業等の安全確保の面から、中身の見える指定ごみ袋制の導入が急がれます。

また、ごみ集積場所は、異なった色や形状の袋によってごみが排出されるため統一感が無く、 美観上は決して良い状況とはいえません。本市では、豊かな自然環境や世界遺産の平等院、宇 治上神社をはじめ多くの歴史的遺産に恵まれ、平成20年3月に良好な居住環境の整備及び景観 の形成を図るためのまちづくりに関する条例が制定されたほか、平成21年2月に宇治川とその 両側に広がる宇治のまちが重要文化的景観として文部科学省の選定を受けるなど、良好な景観 や美観の形成に対する気運が高まっています。

4. 他の自治体の状況

前述のとおり、指定ごみ袋制については、大別してごみ処理手数料をごみ袋価格に付加して徴収する有料指定袋制とごみ処理手数料を付加しない単純指定袋制があります。

また、単純指定袋制には、自治体がごみ袋の規格を定めて製造者を認定する方式や自治体がごみ袋を製造し委託販売する方式、市販のごみ袋等を指定する方式などがあります。

平成 21 年度に実施した全国の類似団体 28 都市に対する調査では、回答が得られた 25 団体中、4 分の 3 にあたる 19 団体が既に指定ごみ袋制を導入しており、その内有料指定袋制は 9 団体となり 5 割近くを占めています。また、京都府内 14 都市に対する調査では、12 団体から回答が得られ、全国の類似団体同様、4 分の 3 にあたる 9 団体が既に指定ごみ袋制を導入しており、その内

有料指定袋制は7団体となり8割近くを占めています。

上記の調査によると、多くの自治体で指定ごみ袋制の導入と併せて、分別の拡大などの取り組みを行っており、家庭系ごみの1人1日あたり排出量を指定ごみ袋制の導入前後(導入年度の前後1年)で比較すれば、有料指定袋制では平均20%、単純指定袋制では平均13%の減量効果が見られます。

なお、導入目的は、ごみの減量、分別の徹底、収集作業の安全確保がほぼ共通しており、加え て有料指定袋制では、負担の公平性や財源の確保などが挙げられています。

平成 21 年 6 月に視察を行った京都市では、脱温暖化社会並びに循環型社会の実現に向け、ごみを出すことに対するコスト意識の醸成を通したごみの減量・リサイクルの促進を目指し、平成 18 年 10 月から有料指定袋制を導入され、翌年 10 月からは新たにプラスチック製容器包装の分別を開始するなど、分別品目の拡大にも取り組まれています。また、有料指定袋制による手数料収入については、一般的にごみ袋の製造・販売費用やごみ処理費用に充てられますが、京都市では、ごみの減量・リサイクル、まちの美化、地球温暖化対策などの施策にも財源を活用されています。

平成 21 年 7 月に視察を行なった神戸市では、家庭ごみの有料化は、市民に広く負担を求めるものであり、不法投棄の増加等の問題も懸念されることから、将来的に検討していくべき課題とする一方、分別・リサイクルの推進を図るため、平成 20 年 11 月から単純指定袋制を導入するとともに、一部地域におけるプラスチック製容器包装の分別を開始されました。単純指定袋制の具体的な方式については、ごみ袋の規格を定めて製造者を認定する方式を採用されており、価格は市販のごみ袋とほぼ同程度で流通している模様です。

城南衛生管理組合管内の状況については、組合を構成する3市3町の内、八幡市と宇治田原町では、既に指定ごみ袋制を導入されております。八幡市では、ごみ収集1回につき2袋までは透明袋(45リットル)3袋目からは市の専用有料袋を使用することになっています。また、宇治田原町では、透明又は半透明袋を指定ごみ袋として指定しており、透明もしくは半透明であればレジ袋等の使用も可能となっています。

ごみの減量化や適正処理の推進は、城南衛生管理組合及び構成市町にとって共通の課題であり、 連携した取り組みが望まれるところです。

5. 本市における指定ごみ袋制の導入について

有料指定袋制については、負担の公平性や財源の確保など、単純指定袋制にはない機能があるほか、手数料の金額設定や財源の活用により、政策の幅が広がるなどのメリットが考えられます。 環境省でも、平成17年5月26日の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正により、経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、有料化の推進を図るべきであるとしています。

しかしながら、昨今の経済状況は、平成 20 年に戦後最大の世界同時不況に見舞われ、最近では 欧州の金融システムに対する懸念が高まるなど、経済の先行きは今なお不透明な状況にあります。 また、政府は、日本経済の現状について、景気は、着実に持ち直してきているとしていますが、 市民生活の実態からは、景気の回復を実感できる状況にはないように思われます。

当審議会では、指定ごみ袋制の導入は、市民生活に密接に関わるため、将来的な視野を持ちながらも、現下の社会状況や本市の現状と課題を総合的に勘案した結果、 ごみ減量意識の向上、

分別の徹底によるさらなる資源化の促進、 排出方法の適正化と収集作業等の安全確保、 ご み集積場所の美観の向上 を、現時点における本市の優先的課題と位置付け、これまで市民とと もに進めてきたごみ減量化の取り組み成果とその精神を礎に、当面は単純指定袋制による課題解 決を目指すこととし、有料指定袋制については、今後の財政需要やごみ量の推移、分別状況の変 化などを見守りながら、将来、必要な時期に改めて検討を行うことが妥当であるとの結論に至りました。

また、単純指定袋制には前述のとおり、自治体がごみ袋の規格を定めて製造者を認定する方式や自治体がごみ袋を製造し委託販売する方式、市販のごみ袋等を指定する方式などがありますが、

いずれの方式を採用するかについては、具体的な透明の程度や形状、大きさなどの規格と併せて、 今後、実務上の課題を整理するとともに、ごみの共同処理を行っている城南衛生管理組合や構成 市町と仕様などの統一も視野に入れながら調整を図ることが望ましいと考えております。

6. 導入にあたっての留意事項等

指定ごみ袋制の導入にあたっては、市民との連携・協働が不可欠であることから、制度の目的 や内容、さらには循環型社会の形成等について町内会・自治会への説明会などを通じて、十分に 広報・啓発を行うとともに、不適正排出に対する指導体制の強化を図る必要があります。

また、指定ごみ袋制は、あくまでも手段であるため、導入後はその効果を検証するとともに、 宇治市第2次ごみ処理基本計画に基づき、啓発の充実や分別・リサイクル品目の拡大等の施策を 総合的に推進していくことが肝要です。

当審議会といたしましても、今後の指定ごみ袋制の進捗状況を注意深く見守るとともに、循環型社会の形成を目指し、引き続き、諸課題の解決に向け積極的に審議を行って参りたいと考えております。